

貸借対照表の内容

〔資産の部〕

1 公共資産

項目	内容
有形固定資産	<p>長期にわたって住民サービスを提供するために、町が利用または所有する道路や建物や土地などの有形資産を計上します。</p> <p>昭和 44 年度以降の「地方財政状況調査表」の普通建設事業費の累計額（取得原価）を生活インフラ・国土保全、教育、福祉等の行政目的別に分類して計上します。また、土地以外の資産については、総務省の定める耐用年数による残存価格 0 の定額法で減価償却を行います。</p> <p>なお、他団体のために支出した負担金、補助金等により形成された資産は含まれません。</p>
売却可能資産	<p>売却可能資産の範囲は「現に公用または公共用に供されていない（一時的に賃貸している場合を含む。）すべての公共資産」とされています。</p> <p>当町では簡便的に、翌年度に売却が予算化される予定または、当町の計画・方針等により売却することが確実な公共資産について計上しています。</p>

2 投資等

項目	内容
投資及び出資金	<p>公営企業や公益法人等への団体に出資・出ている金額を計上します。</p> <p>投資及び出資金のうち、市場価格のある有価証券は、年度末の時価で評価します。</p> <p>連結対象となる団体等の財政状況が一定以上悪化した場合は、下落分を投資損失引当金として計上されることになります。</p>
貸付金	<p>公営企業や外部の団体、個人などへの貸付金現在高を計上します。ただし、未収金や長期延滞債権として振り替えられたものは除きます。</p>
基金等	<p>特定の目的のために資金を積み立てる基金や定額の資金を運用している基金です。</p>
退職手当目的基金	<p>退職手当の支給に備えて積立てている基金の残高を計上しますが、当町では、退職手当目的基金は設置していません。</p>
その他特定目的基金	<p>特定の目的のために資金の積立てをしている基金の残高を計上するもので、当町では、「国際交流基金」や「まちづくり基金」などがあります。</p>
土地開発基金	<p>公共のために必要な土地をあらかじめ購入することを目的に積立てて運用している基金の残高を計上します。</p>
その他定額運用基金	<p>特定の目的のために定額の資金を運用している基金の残高を計上するもので、当町では「奨学基金」などがあります。</p>
退職手当組合積立金	<p>退職手当組合とは、将来の退職手当を安定的かつ効率的に支給するため、それらの事務等を共同で処理している団体で、当町は、三重県市町職員退職手当組合に加入しています。その退職手当組合が保有する資産のうち、当町の持分相当額を計上しています。</p>
長期延滞債権	<p>町税や使用料などの収入未済額のうち、前年度以前に発生した債権について計上したものです。</p>
回収不能見込額	<p>貸付金及び長期延滞債権のうち、将来回収不能となると見込まれるものを計上します。過去 5 年間の不納欠損額 ÷ (滞納繰越収入額 + 不納欠損額) の平均値を用いて算出します。</p>

3 流動資産

項目	内容
現金預金 財政調整基金	<p>年度間の財源を調整し、財政の健全な運営を図るために設置された「財政調整基金」の残高を計上します。</p>
減債基金	<p>将来の町債の償還に備えて設置された「減債基金」の残高を計上します。</p>
歳計現金	<p>出納閉鎖時（5 月末）の繰越残高で、歳入歳出差引額（形式収支）を計上します。</p>
未収金	<p>町税や使用料などの収入未済額のうち、当年度に発生した債権について計上します。</p> <p>回収不能見込額については、「長期延滞債権等」の「回収不能見込額」と同様の方法で算出します。</p>

〔負債の部〕

1 固定負債

項目	内 容
地方債	町債のうち、翌々年度以降に支払う償還元金を計上します。
長期未払金	既に物件の引渡しやサービスの提供を受けたもので、まだ支払っていない額、あるいは債務保証や損失補償の履行が決定した額の翌々年度以降の支出予定額を計上します。
退職手当引当金	年度末に職員全員が退職したと想定した場合の退職手当の見込額を計上します。
損失補償等引当金	第三セクター等の損失補償債務のうち、経営状況等を勘案して算定される将来負担見込額を計上します。

2 流動負債

項目	内 容
翌年度償還予定地方債	町債のうち、翌年度に支払う償還元金を計上します。
短期借入金（翌年度繰上充用金）	会計年度経過後に、その会計年度の歳入が歳出に不足する場合、翌年度の歳入を繰り上げて、その年度の歳入に充てた場合の金額を計上します。
未払金	既に物件の引渡しやサービスの提供を受けたもので、まだ支払っていない額、あるいは債務保証や損失補償の履行が決定した額のうち、翌年度支出予定額を計上します。
翌年度支払予定退職手当	職員に支払う退職手当のうち翌年度支払予定額を計上しますが、当町は、退職手当組合に加入しているため、数値は計上されません。
賞与引当金	翌年度の6月に支給される期末勤勉手当のうち、当年度負担相当額を計上します。12月から5月までの6ヶ月間を支給対象期間としているため、そのうち12月から3月までの4ヶ月間分相当の金額です。

〔純資産の部〕

項目	内 容
公共資産等整備国県補助金等	公共資産の整備や投資等に対する財源のうち、国及び県から受けた補助金等を計上します。
公共資産等整備一般財源等	公共資産の整備や投資等に対する財源のうち、町債や国・県補助金等を除いた金額を計上します。
その他一般財源等	資産合計から負債合計及びその他一般財源等以外の純資産合計を差し引いた金額で、将来自由に使用できる財源を表しています。
資産評価差額	「売却可能資産」の取得価額と売却可能価額との差額、投資及び出資金のうち市場価格のある有価証券の取得価額と時価評価額との差額及び資産の評価替えによる差額などを合計した金額を計上します。

〔本表欄外の注記〕

項目	内 容
他団体及び民間への支出金により形成された資産	他団体及び民間企業等に支出した資産形成に係る補助金・負担金等及びその財源を計上します。なお、町の所有する有形固定資産と同様に減価償却を行い金額を算出します。
債務負担行為に関する情報	貸借対照表にある「長期未払金」及び「未払金」に計上されたもの以外で、将来負担となる予定額を計上します。
交付税算定の基礎となる地方債残高	地方債の償還財源で、地方交付税措置が見込まれるものを計上します。 なお、この数値はあくまで地方交付税の算定式に含まれるというものであり、全額が交付税として措置されるわけではありません。
普通会計の将来負担に関する情報	財政の健全化に関する法律に基づく、健全化判断比率の1指標である「将来負担比率」の算出に当たって使用した、普通会計の将来負担見込額と将来負担を軽減する財源見込額を計上します。
土地及び減価償却累計額	有形固定資産のうち、土地の金額と減価償却の累計額を計上します。

行政コスト計算書の内容

〔経常行政コスト〕

項目	内 容
人件費	議員の報酬、職員の給与、各種委員の報酬、事業費支弁人件費などの人にかかる経費から退職手当組合負担金、前年度賞与引当金を除いた金額を計上します。
退職手当引当金繰入金等	退職手当組合負担金及び当該年度に引当金として新たに繰り入れた額を計上します。
賞与引当金繰入額	当年度の「貸借対照表」に計上した「賞与引当金」と同額を計上します。
物件費	賃金、旅費、需用費、委託料など消費的性格をもつ経費を計上します。
維持補修費	道路、公共施設などを維持補修する経費を計上します。
減価償却費	「貸借対照表」に計上されている「有形固定資産」が経年劣化等に伴い、価値が減少した金額を計上します。
社会保障給付	生活保護法や児童福祉法、老人福祉法など法令等により、社会保障の一環として被扶助者へ支給する経費を計上します。
補助金等	各種団体や町民に対する補助金や負担金などの経費を計上します。ただし、企業会計へ支出する経費は除きます。
他会計等への支出額	特別会計や企業会計など他会計に対する財政的な支援金額を計上します。
他団体への公共資産整備補助金等	貸借対照表の欄外に注記した「他団体及び民間への支出金により形成された資産」の当年度支出額を計上します。ただし、事業費支弁人件費として人件費へ振り替えたものを除きます。
支払利息	町債と一時借入金にかかる支払利息の額を計上します。
回収不能見込計上額	町税や使用料などのうち、「当年度に不納欠損額とされた額」＋「当年度末回収不能見込額－前年度末回収不能見込額」の金額を計上します。
その他行政コスト	上記以外の行政コストのほか、長期未払金及び未払金として新たに貸借対照表に計上した金額（ただし、普通建設事業費に計上されるものを除く。）などを計上します。

〔経常収益〕

項目	内 容
使用料・手数料 分担金・負担金・寄附金	使用料などの歳入の「当年度の収入額」＋「当年度不納欠損処理額」＋「当年度に長期延滞債権及び未収金として計上した金額－前年度に長期延滞債権及び未収金として計上した金額」を計上します。

純資産変動計算書の内容

項目	内 容
純経常行政コスト	行政コスト計算書における純経常行政コストを計上します。
地方税	町税の「当年度収入額」＋「当年度不納欠損処理額」＋「当年度に長期延滞債権及び未収金として計上した金額－前年度に長期延滞債権及び未収金として計上した金額」を計上します。
地方交付税	普通交付税及び特別交付税の合計金額を計上します。
その他行政コスト充当財源	地方譲与税、各種交付金、財産収入、繰入金、諸収入の「当年度収入額」＋「当年度不納欠損処理額」＋「当年度に長期延滞債権及び未収金として計上した金額－前年度に長期延滞債権及び未収金として計上した金額」を計上しています。
補助金等受入	国庫支出金及び県支支出金の合計金額を計上しています。
災害復旧事業費	災害復旧事業費を計上します。
公共資産除売却損益	公共資産の売却損益及び除却した資産の価額の合計額を計上します。
投資損失	投資及び出資金の時価評価額または実質評価額が取得価額と比較して30%以上下落した場合、その差額を計上します。
損失補償等引当金繰入等	第三セクター等の損失補償債務のうち、経営状況等を勘案して算定される将来負担見込額として新たに繰り入れた額を計上します。
公共資産整備への財源投入	公共資産整備に際して、投じられた財源（国・県支支出金及び地方債を除く）の変動を計上します。
公共資産処分による財源増	公共資産除却又は売却に際して、資産に充てられていた財源の変動を計上します。
貸付金・出資金等への財源投入	貸付金、投資及び出資金、積立金等への資産整備に際して、投じられた財源（国・県支支出金及び地方債を除く）の変動を計上します。
貸付金・出資金等の回収等による財源増	貸付金、投資及び出資金、積立金等の回収等に際して、充てられていた財源の変動を計上します。
減価償却による財源増	減価償却に伴い、公共資産等整備に充てられていた財源から、その他一般財源等へ振り替えた額を計上します。
地方債償還等に伴う財源振替	地方債元金償還額のうち公共資産整備に充てられていた金額を、その他一般財源等から公共資産等整備一般財源等へ振り替えた額を計上します。
資産評価替えによる変動額	貸借対照表に計上した資産を評価することにより生じた評価差額を計上します。
無償受贈資産受入	無償で資産を受贈した場合、有形固定資産計上額と同額を計上します。

資金収支計算書の内容

項目	内 容
経常的収支の部	町政を運営するための経常的な行政活動に係る資金収支を項目別に計上します。
公共資産整備収支の部	公共資産整備に伴う支出とそれに伴う収入を計上します。 なお、他団体に支出した負担金・補助金等により形成された資産や、他会計への繰出金等のうち建設費に充てられたものも含まれます。
投資・財務的収支の部	支出には、投資及び出資金、貸付金、基金積立金、地方債の元金償還額、繰出金等のうち公債費に充てられたものなどが計上されます。収入には、貸付金回収額、公共資産等売却収入のほか、上記支出の財源となった基金取崩額などが計上されます。

〔本表欄外の注記〕

項目	内 容
一時借入金に関する情報	会計年度内で歳計現金が不足した場合に、それを補うために借り入れる一時借入金の借入限度額と利子の金額を計上します。
基礎的財政収支に関する情報	地方債の発行、償還や財政調整基金等の積立・取崩しを歳入・歳出から除いた基礎的財政収支（プライマリーバランス）を計上します。

地方公共団体全体の財務諸表 に対する補足説明

○地方公共団体全体の貸借対照表

項目	内 容
有形固定資産 収益事業	公営ギャンブルや宝くじ事業の有形固定資産は「収益事業」に計上します。 なお、当町全体において「収益事業」の計上はありません。
その他	いずれの区分にも分類しがたい団体の有形固定資産については「その他」の区分に計上します。 なお、当町全体において「その他」の計上はありません。
無形固定資産	長期にわたり収益をもたらすことが期待される法的権利を計上します。
資金	地方公共団体全体の貸借対照表では、歳計現金に財政調整基金及び減債基金と合わせて「資金」勘定として計上します。
販売用不動産	宅地造成事業の保有する造成地等のうち、売却を目的として保有する不動産は「販売用不動産」に計上します。 なお、当町全体において「販売用不動産」の計上はありません。

○地方公共団体全体の行政コスト計算書

項目	内 容
保険料 事業収益	地方公共団体全体の財務諸表の構成単位となる会計の収入は、当該会計が実施する事業に対する受益者負担と考えられるので、左記の収入は地方公共団体全体の行政コスト計算書の経常収益に計上されます。

○地方公共団体全体の純資産変動計算書

項目	内 容
収益事業純損失	収益事業は通常財政資金の調達を目的としていますので、損失が発生した場合は臨時損失として地方公共団体全体の純資産変動計算書に計上されます。 なお、当年度において「収益事業損失」は発生していません。

○地方公共団体全体の資金収支計算書

項目	内 容
資金	普通会計では歳計現金のみが資金収支計算書の資金の範囲とされていましたが、地方公共団体全体の資金収支計算書では財政調整基金や減債基金も資金に含まれます。